日本私立大学協会 私立大学ガバナンス・コード<第 2.0 版> 「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人二本松学院
②設置大学名称	京都美術工芸大学
③担当部署	事務局 総務・学務課
④問合せ先	075-525-1515
⑤点検結果の確定日	令和7年9月22日
⑥点検結果の公表日	令和7年10月1日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.kyobi.ac.jp/img/pdf/7-1_2025.pdf
⑧本協会による公表	●承諾する ○否認する

【備考欄】

様式I

I-I.「基本原則」及び「原則」の遵守(実施)状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保(特色ある運営)	0
原則1-1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	0
原則1-2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	\circ
基本原則2 公共性・社会性の確保(社会貢献)	\circ
原則2-1 教育研究活動の成果の社会への還元	0
原則2-2 多様性への対応	0
基本原則3 安定性・継続性の確保(学校法人運営の基本)	\circ
原則3-1 理事会の構成・運営方針の明確化	0
原則3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	0
原則3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化	0
原則3-4 危機管理体制の確立	0
基本原則4 透明性・信頼性の確保(情報公開)	0
原則4-1 教育研究・経営に係る情報公開	0

Ⅰ-Ⅱ. 遵守(実施)していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

Ⅰ-Ⅲ. 遵守(実施)していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ-I.「原則」の遵守(実施)状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則1-1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

原則1-1 建学の精神等	の基本理念に基づく教学運営体制の確立
実施項目1-1①	説明
建学の精神等の基本理	建学の理念を「我が国の伝統と文化を尊重し、その
念及び教育目的の明示	継承と文化の創造を担う有為な人材を育成するため、
	教育基本法及び学校教育法に従い、美術工芸及び建築
	に係る教育、研究を行い、併せて教養を身に付けた専
	門職業人を育てることにより、国家、社会の発展に貢
	献すること」、教育目標を「社会人基礎力、学士力、職
	業実践力を身につけた専門職業人の育成に努めるこ
	と」と学則に定め、大学ホームページにも掲載し、広
	く社会に公表している。
実施項目1-1②	説明
「卒業認定・学位授与	ディプロマ・ポリシー(卒業認定・学位授与の方
の方針」、「教育課程編	針)、カリキュラム・ポリシー (教育課程編成・実施の
成・実施の方針」及び	方針)及びアドミッション・ポリシー(入学者受入れ
「入学者受入れの方	の方針)を大学全体及び学部毎に定めている。これら
針」の実質化	3つのポリシーに加え、アセスメント・ポリシー(学
	修成果・教育成果の評価方針)も定め、教学マネジメ
	ントを確立させている。
	また、建学の理念、教育目標の具現化を図るため、
	これらのポリシーに基づく自己点検・評価活動を通じ
	て教育の質的向上(内部質保証)を継続的・体系的に
	行い、ポリシーの実質化に取り組んでいる。
実施項目1-1③	説明
教学組織の権限と役割	理事会が制定した「内部統制システム整備の基本方
の明確化	針」並びに法人規程の「管理運営規程」「組織規程」で
	権限と役割が規定されており、大学においては、学則
	の他、学長、副学長、研究科長、学部長、学科長の役
	職別の選考規程を設け、教学組織の権限と役割の明確
	化を図っている。
実施項目1-1④	説明
教職協働体制の確保	大学の会議体の最上位に位置付けている「大学運営
	会議」をはじめ、教授会、研究科委員会、教員人事委員会はより、教授会、研究科委員会、教員人事委員会はおいません。
	員会、その他すべての各種委員会には事務管理職が構
	成員あるいは委員として参画しており、教職協働体制
	が確保されている。また、これらの委員会活動につい
	ては一部を除き議題、資料、議事録について委員では
	ない教員や事務職員に対して学内ネットワークを通じ
	た情報共有を図っており、全学的な教職協働体制を充
	実させている。

実施項目1-1⑤	説明
教職員の資質向上に係	学長が委員長を務める「FD・SD 推進委員会」におい
る取組みの基本方針・	て、年度当初にファカルティ・ディベロップメント
年次計画の策定及び推	(FD) 活動計画を策定している。継続的取り組みとして
進	「学生による授業評価アンケート」を実施している。
	令和7年度からは、より建設的な意見を求めるため、
	無記名式から記名式に変更した。また、従来、当該科
	目の担当教員に対してのみアンケート結果を提示して
	いたが、当該教員が学生の意見を踏まえてどのような
	授業改善を図ることとしたかを記載した「フィードバ
	ックシート」を委員会委員だけでなく学内共有するこ
	とに変更し、教員組織全体への相乗効果を狙うことと
	した。
	なお、令和7年度のFD研修は令和6年度から私立大
	学にも義務化された「合理的配慮の提供」について専
	門家による講演を行い、また、SD研修は「学部の改組
	計画」を取り上げ大学構成員全体の資質向上と共通理
	解を目指したテーマにより実施した。

原則1-2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目1-2①	説明
中期的な計画の策定方	大学の中期計画の策定は、法人の財務計画と整合さ
針の明確化及び具体性	せる必要があることから法人事務局と大学事務局と調
のある計画の策定	整し、計画期間を5年間として策定している。この中期
	計画を毎年度の事業計画に反映させている。大学の中
	期計画は大学運営会議で、また大学分を含む法人全体
	の中期計画は、理事会審議を経て策定している。
実施項目1-2②	説明
計画実現のための進捗	5 年間の中期計画を踏まえた毎年度の事業計画を基に
管理	した事業報告書を作成することとなるが外部機関との
	調整が必要な案件や予算規模の大きいものなど、当該
	年度中に実現しないこととなった案件は、実施年度を
	見直すなど法人事務局と大学事務局が連携して進捗管
	理を行っている。

原則2-1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目2-1①	説明
社会の要請に応える人	本学は、芸術学部と建築学部の2学部体制でそれぞ
材の育成	れの専門領域に応じた「地域連携事業」や「産学連携
	プロジェクト」を展開している。京都府、京都市、地
	元関係企業との連携などを通じた「工芸・デザイン領
	域の振興」、「文化財の保護・活用に関する社会貢献活

	動」、「建築デザイン・伝統建築領域の振興」、「地域社会への貢献と連携」など本学の設置目的と合致した取組みを通じて社会の要請に応える人材育成に努めてい
字恢语日 0 1 2	る。 説明
実施項目2-1②	武 明
社会貢献・地域連携の	社会貢献・地域貢献の推進の取り組みとして、大学近
推進	隣の豊国神社へ毎年の干支をモチーフとして学生が制
	作する立体作品の奉納、また地元京都の伝統行事の
	「葵祭」「祇園祭」へ大学イベントとして学生、教職員
	の参画、あるいは地元自治会の「夏祭り」「体育大会」
	への学生の社会活動参加など、継続的、多角的に実施
	している。

原則2-2 多様性への対応

実施項目2-2①	説明
多様性を受容する体制	性別、年齢、障害の有無、価値観など、個人が持つ
の充実	様々な違いを認め、尊重し、受け入れることの第一歩
	として心理カウンセラー、看護師と連携した学生相談
	体制の充実を図っている。
	特に近年、大学入学の早い段階で学生生活に馴染め
	ないことや対人関係がうまく構築できず退学を選択す
	る者も増加している現状がある。その解決策の一つと
	して、令和7年度から性別、所属学部、出身高校、出
	身都道府県を考慮した 10 人程度による「学生ピアグル
	ープ」を編成する新たな取組みを開始したところであ
	る。なお、現在のところダイバーシティ・インクルー
	ジョン(多様性の受容)の推進組織を設置していない
	ため今後、設置に向けて検討する。
実施項目2-2②	説明
役員等への女性登用の	役員や評議員等への女性登用について配慮してお
配慮	り、現状として監事1人(総数2人)、評議員1人(総数
	10人)が女性である。

原則3-1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目3-1①	説明
理事の人材確保方針の	「寄附行為」で、理事は理事選任機関において選任
明確化及び選任過程の	し、理事選任機関の構成員は理事選任機関構成員選考
透明性の確保	会議において選任することとしており、選任過程の透
	明性を確保している。
実施項目 3 - 1 ②	説明
理事会運営の透明性の	「寄附行為」及び「寄附行為施行細則」で、理事会
確保及び評議員会との	の招集は理事長が行うこととし、理事長以外の理事が

協働体制の確立	招集する事もできることとしている。また、理事会の
	決定に際して、あらかじめ評議員会の意見を聴かなけ
	ればならないと定めている。このことにより、理事会
	運営の透明性を確保し、理事会と評議員会の協働体制
	を確保している。
実施項目3-13	説明
実施項目3-1③ 理事への情報提供・研	説明 「寄附行為」で、理事長は理事会に定期的に職務の
理事への情報提供・研	「寄附行為」で、理事長は理事会に定期的に職務の

原則3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目3-2①	説明
監事及び会計監査人の	監事及び会計監査人の選任について「寄附行為」に
選任基準の明確化及び	その選任手続を定めるとともに、評議員会において選
選任過程の透明性の確	任理由を丁寧に説明することで、選任基準の明確化及
保	び選任過程の透明性の確保を図っている。
実施項目3-2②	説明
監事、会計監査人及び	毎年「監事監査計画」及び「監査計画概要(会計監査
内部監査室等の連携	人)」を定め、計画的に監事、会計監査人及び内部監査
	室の定期的な打合せ及び情報交換の場を設け、情報共
	有や相互の連携を図っている。
実施項目3-2③	説明
監事への情報提供・研	監事は、理事会、評議員会及びその他法人等の重要
修機会の充実	な会議に出席するとともに、理事長と意見交換の場を
	持つことにより、法人の重要な情報の共有を図ってい
	る。

原則3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目3-3①	説明
評議員の選任方法や属	評議員の選任は「寄附行為」で選任機関ごとの人数
性・構成割合について	を定め、具体的な選任方法は「寄附行為施行細則」で
の考え方の明確化及び	定めている。
選任過程の透明性の確	具体的には、外部からの選任の割合を多くし、選任
保	機関を複数設けて、広い層からの選任を行っている。
実施項目3-3②	説明
評議員会運営の透明性	「寄附行為」で評議員会の開催日や議題は理事会に
の確保及び理事会との	おいて決定し、理事会において決定する内容は、あら
協働体制の確立	かじめ評議員会の意見を聴くこととしている。
実施項目3-3③	説明

評議員への情報提供	•
研修機会の充実	

今年度に新たに選任された評議員に対し、法人等に係る 情報提供を行い、積極的に情報共有を図っている。

原則3-4 危機管理体制の確立

実施項目3-4①	説明
危機管理マニュアルの	「内部統制システム整備の基本方針」を制定し、
┃整備及び事業継続計画	「2.リスク管理に関する体制」において危機管理マニ
の策定・活用	ュアルの作成を含めたリスク管理体制を構築すること
	としている。
実施項目3-4②	説明
法令等遵守のための体	コンプライアンス推進規程を新たに制定した。理事長をコ
制整備	ンプライアンス推進統括責任者とし、各部署にコンプライア
	ンス推進責任者及びコンプライアンス推進担当者を設け、
	法令等遵守のための体制の整備を行った。
	また、内部通報窓口を設置し、内部通報体制を整備し
	た。

原則4-1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目4-1①	説明
情報公開推進のための	本学における情報公開は、法令上のものとして、学校
方針の策定	教育法施行規則に基づく教育研究に係る情報公開、私立
	学校法に基づく学校法人に関する情報公開が大学及び法
	人のホームページを用いて行っている。
	また、SNS(LINE、X、Instagram、facebook)による
	志願者向けの情報提供に取り組んでいる。
	今後、これらの情報公開に対する方針の明文化に取り
	組んでいく。
実施項目4-1②	説明
ステークホルダーへの	学生に対しては学内専用ホームページで学生生活に関
理解促進のための公開	わる情報提供を行っているが、学外からのアクセスがで
の工夫	きるよう早期に実現するよう取り組む。また、保護者向
	け、卒業生・修了生向け、求人企業向け、関係機関・団
	体向けなど情報提供項目を選別したステークホルダー別
	のサイトマップの整備に取り組んでいく。

Ⅱ-Ⅱ.「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明